		チェック項目	根拠	発電事業者 事前チェック	適否	判断の目安など	寸書類の有無 ┃ 添付書類種類
1 バイオマス 燃料の使用 予定数量等 の総括	1	具体的な燃料名とその由来を記載しているか。また、燃料区分と由来の情報が整合しているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・整合している ・整合していない ・修正により、整合している	
	2	年間使用数量は、収集する都道府県・原産国ごとに記載しているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・整合している ・整合していない ・修正により、整合している	
	3	申請者は、年間使用数量について、計画する発電設備の出力、発電施設の発電効率(カタログ値)、想定している稼働時間(稼働率)、燃料の水分率や発熱量等により説明できるか。 (説明できない場合は、年間使用数量の妥当性について再度説明するよう指導する。)				確認 ・説明できる ・説明できない ・修正により、説明できる	
2 国内の森林 に係るバイ オマス燃料 の概況 (1) 使用予定数	1	国内の森林に係る木質バイオマス燃料のみについて記載しているか。 ※剪定枝、道路支障木、河川流木のほか、丸太や製材を輸入し国内で加工を行った際の端材等については、該当しない。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載している ・記載していない ・修正により、記載している	
量·調達方 法等	2	国有林又は民有林からの調達は、それぞれの調達数量を分				確認 ・記載している ・記載していない ・修正により、記載している	
	3	記載に不偏がある場合は、定正するよう指導する。) 素材の調達地域は、計画する地域の市町村名を全て記載しているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載している ・記載していない ・修正により、記載している	
	4	「年間調達数量」が、生トン(湿量基準の水分率50~60%程度)として記載しているか。ペレット等乾燥により水分率を減らしているものは、生トンに換算して記載し、「年間調達数量」を記載した下段に括弧書きでペレット等乾燥させた燃料の重量を記載しているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・生トン表示 ・生トン表示でない ・修正により、生トン表示	
	5	書類上は全て「t」表示であるため、1m3 =木材何tか確認。 (燃料計画書2.(5)「木質バイオマス燃料の価格構成」で記載 する水分率からも計算は可能)				[目安] 1m3 = 1t (水分率60%程度) 1m3 = 0.8t(水分率45%程度) 1m3 = 0.5t(水分率10%程度) 1m3 < 0.5tや、1m3 > 1.3tの場合は考え方を確認。 [1m3= t]	
	6	「素材の調達地域」は近隣の市町村か(遠方からの調達があるか)。 (※100km以上の輸送を伴うような地域からの調達を計画している場合は、理由を確認する。また、輸送費が掛かり増しとなることで安定調達に支障が出る可能性があることを説明する。)				確認 ・近隣の市町村のみ (目安:半径100km以内) ・遠方からの調達がある [理由:]	
(2) 伐採事業者 等の供給計 画	1	<書類の確認事項> 「伐出事業者」は、実際に伐採する事業者を記載しているか。協力事業者や下請けによる場合は、元請けではなく実際に伐採する事業者を記載しているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載している ・記載していない ・記載していない ・修正により、記載している	
	2	伐出事業者ごとの各欄の数字について、国有林又は民有林 ごと、及び都道府県ごとに内訳について把握しているか。 (国有林又は民有林ごと、都道府県ごとの内訳について確認す				確認 ・把握している ・把握していない 「問題点:	
	3	る。内訳を説明できない場合は、把握するよう指導する。) 伐採・搬出したA材~D材それぞれの素材生産量を記載しているか。(切捨間伐材等は記載しない、搬出する枝葉は含む。) A、B材が燃料調達量に加えられていないか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・搬出した量を記載 ・伐採量や販売量を記載(誤りなので要訂正) ・修正の上、搬出した量を記載	
	4	「①現状の素材生産量」について、実績年の記載はあるか。 また、「現状の素材生産量」は、災害等の理由により生産量 が例年より大きく落ち込んだときの数量となっていないか。 (災害等の理由により例年の素材生産量と乖離がある場合は、 「稼働開始年における見通し」の欄に、例年の数字と、実績年にお ける乖離の事由を記載するよう指導する。(例:○年~○年の素材 生産量の平均は●t/年だが、○年(実績年)は災害により生産量 が減少した。))				確認 ・記載している ・記載していない ・修正により、記載している	
	(5)	「③今後の素材生産計画量」について、伐出事業者の増産 計画について、具体的な取組が「計画量確保のための具体 的な方策」欄に記載されているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				2. (1)との整合性を確認 ・整合している ・整合していない ・修正の上、整合した	

內合唯認爭	垻 歪	理票2 燃料調達計画書の催認 チェック項目	———— 根拠	発電事業者	適否	 判断の目安など		書類の有無
		「③今後の素材生産計画量」について、増産後の生産量が、	12,22	事前チェック	<i>7</i> 2 L	130101236	有無	添付書類種類
		現状の素材生産計画量引について、指産後の生産量が、 現状の素材生産量と比べて、5,000t以上又は2倍以上となっ ている場合は、「稼働開始年における見通し」欄に実現可能 とする理由を具体的に記載されているか。 (実現可能であることが分かる具体的な理由を記載するよう指導 する。なお、表中に記載しきれない場合は、別紙に説明資料として 具体的な理由を記載するよう指導する。)				確認 ・記載している ・記載していない ・修正により、記載している		
	7	「③今後の素材生産計画量」について、増産するために必要な対応について、具体的に説明可能か。その対応は妥当な内容となっているか。(例えば伐出事業に係る労務を確保するための方策がとられているか、想定している生産性(m3/人・日)は地域の標準的な値と比べて過大ではないか、森林経営計画を策定するなどして、増産分に相当する新たな作業箇所を少なくとも5年分は確保できる見通しがあるか等。)				確認 ・説明できる ・説明できない ・修正により、説明できる		
	8	「①現状の素材生産量」と比べた「③今後の素材生産計画量」の増加数量が、「④申請設備向」の数量以上となっているか。 (増加数量が「④申請設備向」の数量未満の場合は、既存事業者に影響を及ぼすことが懸念されるため、既存事業者へ影響を及ぼさずにどのように必要量を調達するのか確認する。また、既存事業者と調整済かを確認する。)				整合性を確認 ・整合している ・整合していない ・修正の上、整合した		
	9	「③今後の素材生産計画量」の「うち発電用木材」について、 「④申請設備向」は、2(1)の事業体ごとの年間調達数量と 整合しているか。 (整合していない場合は、整合するよう指導する。)				整合性を確認 ・整合している ・整合していない ・修正の上、整合した		
	10	「⑤その他」は、当該申請以外の発電所への納入量を記載しているか。 (申請以外の発電所への納入量を確認し、納入がある場合は、数量を確認し記載するよう指導する。納入がない場合は、空欄とせず、O(ゼロ)と記載するよう指導する。)				確認 ・記載している ・記載していない ・修正により、記載している		
		以下のいずれかに該当していないか。 ・③ - ① > ⑤ + ④ - ②: 既存の低資材を燃料材に振り替えている可能性が考えられる。 ・③ ≤ ①: 既存の低資材を燃料材に振り替えている可能性が考えられる。 ・② > ⑤: 既存の発電所に影響を及ぼす可能性がある。 (いずれかに該当する場合は、既存事業者への影響が懸念されるため、申請者に詳細を確認する。既存事業者と調整済かについても確認する。)				確認 ・該当していない ・該当している ・修正の上、該当していない ・該当しているが、問題がない [理由:		
	12	当該地域の伐採量(当該申請による増加分を含む見込み)が、地域森林計画に記載する伐採立木材積を超えていないか。 (当該申請による素材生産計画量の増加分(④)を含んで計算される当該地域(都道府県又は森林計画区)の伐採量が、地域森林計画の伐採立木材積の計画量を上回る場合は、同計画の参考資料に掲載する持続的伐採可能量等を参考に森林資源の保続を慎重に検討し、保続に対する懸念が強い場合には、再検討を指導する。)				確認 ・超えていない ・超えている ・修正の上、超えていない		
(3)製材事 業者の供給 計画	1	「①現状の原木入荷量」欄について、実績年の記載はあるか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載している ・記載していない ・修正により、記載している		
	2	「現状の原木入荷量」(①)欄について、複数の工場を持つ場合は工場単位となっているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・表記が工場単位 ・表記が工場単位でない ・修正の上、表記は工場単位		
		「②うち製材端材発生量」欄について、製紙用及び発電用だけでなく、乾燥用ボイラーなどで自家消費する分も含まれているか。②欄の数量は、通常①の30~50%程度であり、この枠から外れる場合は、その理由を「製材等端材の確保に向けた方策」に記載しているか。 (記載に不備がある場合や、②欄の数量が①欄の30~50%程度から外れる場合の理由の記載がない場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
	4	「③今後の原木入荷計画量」欄について、発電所稼働開始 予定年の計画量となっているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
		「③今後の原木入荷計画量」の「うち製材端材発生量」について、「④申請設備向」は、当該申請の発電所に納入する量を記載しているか。この欄の数量が、2(1)の事業体ごとの年間調達数量と整合しているか。 (記載に不備がある場合又は整合していない場合は、是正するよ				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
		(記載に不備がある場合又は整合していない場合は、是正するよう指導する。)						

		理票2 燃料調達計画書の確認 チェック項目	根拠	発電事業者 事前チェック	適否	判断の目安など	寸書類の有無 添付書類種類
	6	「③今後の原木入荷計画量」の「うち製材端材発生量」について、「⑤その他」は、製紙工場や当該申請以外の発電所への納入量及び自己消費分を記載しているか。 (記載に不備がある場合又は整合していない場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない	
	7	以下のいずれかに該当していないか。 ・③ - ① ≤ ④ + ⑤ - ② : 原木入荷量の増加分以上に端材が増える不自然な計画となっている。 ・③ ≤ ① : 既存用途向けの製材等端材を燃料材に振り替えている可能性が考えられる。 ・② > ⑤ : 既存用途に影響を及ぼす可能性がある。 (いずれかに該当する場合は、既存事業者への影響が懸念されるため、申請者に詳細を確認する。既存事業者と調整済かについて				確認 ・該当していない ・該当している ・修正の上、該当していない ・該当しているが、問題がない [理由:	
	8	も確認する。) 「計画量確保のための具体的な方策」欄について、原木の入荷量を増加する計画の場合、原木入荷量の確保方法、工場の施設整備計画の有無、既存の製材等端材の用途・出荷先等を具体的に記載しているか。記載内容は妥当なものとなっているか。 (記載に不備がある場合、是正するよう指導する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない	
(4)チップ等加工事業者	1	表中の数値等は、チップ等加工事業者に確認して記載した ものとなっているか。 (加工事業者に確認していない場合は、確認して記載するよう指 導する。)				確認 ・記載している ・記載していない ・修正により、記載している	
	2	「計画量確保のための具体的な方策」欄には、稼働開始年 における生産の体制等について、記載例に沿って具体的に 記載しているか。 (具体的な記載となっていない場合、記載するよう指導する。)				確認 ・記載している ・記載していない ・修正により、記載している	
	3	「①現状の原材料入荷量」と比べた「③今後の原材料入荷計画量」の増加数量が、「④申請設備向」の数量以上となっているか。 (増加数量が「④申請設備向」の数量未満の場合は、既存事業者に影響を及ぼすことが懸念されるため、既存事業者へ影響を及ぼさずにどのように必要量を調達するのか確認する。また、既存事業者と調整済かを確認する。)				確認 ・整合している ・整合していない ・修正により、整合している	
	4	「④申請設備向」合計量が、2(1)の「年間調達数量」と整合しているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・整合している ・整合していない ・修正により、整合している	
	(5)	「団体認定番号」は、チップ加工等事業者に木質バイオマスの由来証明書の発行に係る認定番号を確認して記載しているか。 申請時点で設置予定であるチップ工場等で事業者認定番号未取得の場合、団体認定番号欄に「工場設置予定年月日」及び「事業者認定取得予定年月日」を記載しているか。 ※合法木材の認定番号等は不要、以下の項目に出てくる「団体認定番号」も同様。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載している ・記載していない ・修正により、記載している	
	6	加工事業者による増産のために必要な対応について具体的に説明できるか。その増産に向けた対応は妥当な内容となっているか。(稼働時間・日数の増加、労務の確保、加工設備の増強等) (増産に向けた対応について懸念がある場合は、実効性があり、かつ実現可能な増産計画となるよう再検討を指導する。)				確認 ・概ね妥当と考えられる ・妥当でないと考えられる [問題点:	
(5)木質バ イオマス燃 料の価格構 成		①~④の合計値が⑤となっているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない	
	2	①と同じ水分率で②~⑤を記載しているか。(燃料を乾燥させる場合は、「⑤発電所着価格」の下段に、括弧書きで乾燥後の水分率と取引価格を記載する。) (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない	
	3	「②運送料」は、運送距離が何kmの時の数値か。2(1)の「使用予定量、調達方法等」に記載のある素材の調達地域と整合しているか。 (素材の調達地域と乖離がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・整合している ・整合していない ・修正により、整合している [平均運搬距離: km] OR[集材範囲: km2]	

八谷唯認事	垻韰	理票2 燃料調達計画書の確認 チェック項目	 根拠	発電事業者	適否	 判断の目安など		書類の有無
	1		113 125	事前チェック	地口	刊劇の日女なと	有無	添付書類種類
	4	「③チップ・ペレット加工費」は、工場に聞き取りを行い記載しているか。 (加工事業者に確認していない場合は、確認し記載するよう指導する。)				確認 ・確認し、記載している ・確認していない ・修正の上、確認し、記載している		
	(5)	「④運送料」は、運送距離が何kmの時の数値か。チップ・ペレット工場から発電所までの距離と整合しているか。(発電所敷地内でチップ・ペレット加工するときは、O(ゼロ)と記載する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
2		(記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)						
3 国内の森林 に係る木マス バイオマス 以外のバ オマスば か概況	1	国内の森林に係る木質バイオマス燃料のみについて記載しているか。 ※剪定枝、道路支障木、河川流木のほか、丸太や製材を輸入し国内で加工を行った際の端材等については、「国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス燃料」に該当する。				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
		(記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)						
4 バイオマス 燃料の入手 ルート	1	δħ' ₀				全体の整合性を確認 ・整合している ・整合していない ・修正の上、整合した		
		(記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。) 国内の森林に係る木質バイオマス燃料の入手ルートについ				確認		
	2	では、森林所有者からの入手ルートになっているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
5		TIDATE I MEN OF STATE				ISTOT (IDEAL IMA GO		
燃料灰の処 理	1	燃焼灰の処理方法について記載しているか。 ※県での内容の確認は不要						
6 燃料供給者 等関係者と の調整状況 (1) 燃料の安定 調達		長期安定的な燃料調達を可能とするため、発電事業者は、燃料供給者(チップ等加工事業者)と協定書や契約書を締結しているか。供給量、供給場所の記載はあるか。協定書や契約書による燃料調達機関がFIT/FIP制度の適用期間となる運転開始後20年以上となっているか。調達機関(20年)に満たない場合は、契約更新時に期間を更新する等の記載があるか。				確認 ・安定供給契約等が添付されている ・安定供給契約等が添付されていない ・安定供給契約等を結んでいない		
		代記載に不偏かのる場合は、定止9 るよう指導9 る。) 発電事業者や燃料供給者(チップ等加工事業者)と伐出事						
	2	業者(森林組合、素材生産事業者等)との間で安定供給契約等を締結している場合、添付されているか。 (木質バイオマス発電施設の増加により燃料材を巡る競合が強まっていることから、川上において燃料調達計画に沿った燃料材供給が確実に行われる必要がある。そのため、発電事業者に対して、伐出事業者が燃料調達計画に沿った燃料材供給に責任を持って対応する意思を有することを確認させ、その結果について記載するよう指導する。(発電事業者又は燃料供給者が、伐出事業者と安定供給協定を締結することが望ましい。))				確認 ・安定供給契約等が添付されている ・安定供給契約等が添付されていない ・安定供給契約等を結んでいない ・安定供給契約等を結んでいないが、問題ない (理由:		
	3	素材生産業者、木材加工業者、チップ業者等が、安定調達 を図るために組織化して協議会等を設立している場合、その 旨記載するとともに、概要が分かる資料を添付しているか。 また、協議会等の運営体制や責任の所在が明確になってい るか。 (協議会等を設立しているのに記載がない場合は、記載するとと に、資料を添付するよう指導する。)				確認 ・組織化され、資料の添付がある ・組織化されていないが、問題ない ・組織化されず、問題がある [問題点:		
	4	発電事業者が新たに山林を購入し、燃料供給を行う計画としている場合、山林の購入計画(相手方、購入地域、購入時期等)や山林の管理方針(皆伐後の植栽、保育等)を具体的に記載しているか。				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
(2)	_	(記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)			<u> </u>			
(2) 都道府県と の調整	1	事前説明が複数回になった場合は、最終時の日時、指導・助言内容となっているか。				確認 ・最終時の説明の内容になっている ・最終時の説明になっていない		
	_	(記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)			1			
	2	燃料となる木材の安定調達、既存用途の事業者への説明・確認等、指導・助言に対する対応がとられているか。その対応について、燃料調達及び使用計画書に反映されているか。記載内容は、指導・助言した内容と齟齬がないか。				確認 ・指導・助言の内容が反映されている ・指導/助言の内容が反映されていない [問題点:		
		(記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)						
	3	都道府県からの指導・助言内容(懸念事項)が解消されていないまま申請された場合、認定されていない可能性が高いことを申請者は理解しているか。				聞き取りによる ・理解している ・理解していない		
		(理解していない場合は、指導・助言を踏まえた措置を実施した上で、再度都道府県に説明する必要があることを説明する。)						

1.1.0.11年10年1	Z.E	理票2 燃料調達計画書の確認 チェック項目	根拠	発電事業者 事前チェック	適否	判断の目安など		寸書類の有無 添付書類種類
		都道府県の懸念が解消されていないまま申請された場合、 林野庁から指摘を受ける可能性があること、当該計画書は 修正ができないことから、県の事前内容確認後に内容が大 きく変わる場合は、不認可になる可能性が高いことを理解し ているか。		チョッノエノノ		内容確認終了後に記載内容について、通知することを説明する。 チェック項目について、理解しているか口頭で確認 ・理解している ・理解していない	H ATT	MK 1 百 灰作 大尺
(3)国有林と の調整	1	燃料となる木材の調達先に国有林がある場合、森林管理局等に説明しているか。 (説明が未実施の場合は、事業計画策定ガイドラインの中で、国有林の場合は森林管理局等に対して事前の説明を行う必要があること及び当該計画の妥当性について指導・助言を受けた場合は適切な措置を講じることが求められていることを説明する。)				確認 ・国有林を含まない ・国有林を含み、森林管理局等に説明を 行っている ・国有林を含み、森林管理局等に説明を 行っている ・可力がない		
(4) 林業、山村 地域等への 活性化の配 慮		関連事業雇用者数については、素材生産業者や木材加工 業者の内訳や考え方を説明できるか。 (素材生産事業者やチップ加工事業者の増員等の記載がない等の不備がある場合、是正するように指導する。)				聞き取りにより、事業者毎の雇用者数の現況と計画の内容を記録する。 確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
(5) 既存用途事 業者への配 慮	1	以下に掲げる者を含め、申請者の燃料調達により影響を受ける可能性のある既存事業者を把握し、燃料調達及び使用計画に係る説明・確認を実施しているか。 ・木質バイオマス発電事業者 ・上記発電事業者に燃料材を供給する事業者・製紙用チップの供給事業者、製紙事業者・おが粉の供給事業者、利用事業者・おが粉の供給事業者(特に広葉樹を利用する場合)・その他(製材工場、合板工場等)また、2(2)の「伐出事業者の供給計画」、(3)の「製材事業者の供給計画」及び(4)の「チップ等加工業者」に係る確認の中で、既存事業者への影響が懸念されたことについて、既存事業者との調整がなされているか。(県として、影響を受ける可能性があると考える既存事業者の中で、説明・確認を行うよう指導する。)				確認 ・記載事項に問題がないか確認。 ・可能であれば、影響を受ける可能性のある既存事業者から、本様式の記載内容を証明する確認の提出を求める。(別紙参考様式) ・場合によっては、影響を受ける可能性のある既存事業者に対して、地域機関から別紙参考様式に準じた確認書の提出を求めることを説明する。		
		既存用途に係る地域の事業者団体等(例:製紙用チップの供給事業者の地域団体)に対して、燃料調達及び使用計画の説明・確認を行っているか。 (木材が広域に流通することを踏まえ、既存用途に係る地域の事業者団体等にも説明・確認を行うよう指導する。また、その事業者団体等から、影響を受ける可能性のある個別の既存事業者についての新たな情報を得た場合は、当該既存事業者に対して、計画の説明・確認を行うよう指導する。)				確認 ・記載事項に問題がないか確認。 ・可能であれば、事業者団体等から、本様式の記載内容を証明する確認の提出を求める。 (別紙参考様式) ・場合によっては、事業者団体等に対して、地域機関から別紙参考様式に準じた確認書の提出を求めることを説明する。		
	3	「事業者名」の箇所に、説明した相手方の役職・氏名や説明の年月日を正しく記載しているか。 (記載に不備がある場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
	4	既存事業者より反対や懸念を示す意見がある場合、どのように対応するか記載されているか。また、その対応策は、既存事業者と調整されたものとなっているか。 (記載に不備がある場合や既存事業者と調整が行われていない場合は、是正するよう指導する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
	5	既存事業者への説明・確認に関し、やりとりの詳細を説明できるか。 (十分な調整をしないまま、既存事業者との調整が完了したものとして記載する事例も見受けられる。このため、燃料材の調達に関し、特に競合が懸念される既存事業者(利用する木材の性状や価格、調達地域等の条件が、申請者の燃料材のそれに近いと考えられる既存事業者)への説明・確認については、反対や懸念が示されなかったか、丁寧に確認する。申請者の説明に不明瞭な点がある場合などは、当該既存事業者に対して直接問い合わせ、申請者の説明と齟齬がないか確認する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない		
(6) 地域社会に 対する対応	1	市町村への説明、住民説明会の開催状況等、記載されているか。 (記載の無い場合や「未実施」としか記載されていない場合は記載を行うように指導する。申請時点で未実施の場合には、実施予定・自治体への相談状況・申請者内部での検討状況を記載するように指導する。説明できない場合は、住民説明会等の内容について再度説明するよう指導する。)				確認(可能な限り、議事録の提出を求める) ・市町村、地元への説明を行い、必要な対応策が検討されている。 ・市町村、地元への説明を行っているが、対応が不十分 ・市町村、地元への説明を行っていない。		
	2	住民説明会等に使用した資料や質疑応答の内容も説明できるか。				聞き取りにより確認 (可能な限り、議事録の提出を求める)		
	3	地元住民から施設への懸念を示す反応があった場合、対応 策について記載しているか。 (記載の無い場合は、記載を行うように指導する。また、対策がとられていない場合は、事業計画策定ガイドライン第2章第1節2. 地域との関係構築及びその【解説】を踏まえた対応を検討するよう に指導する。)				放置した場合、施設の稼働に悪影響が発生しうることを理解しているか確認する		

		理票2 燃料調達計画書の確認 チェック項目	根拠	発電事業者 事前チェック	適否	判断の目安など	寸書類の有無 添付書類種類
(7) その他	1	燃料調達に係る状況について、燃料の収集地域の都道府県 又は発電設備のある都道府県より燃料調達に関する問い合 わせがあった場合、状況を報告する考えがあるか。 (報告する考えがある場合は、その旨記載させる。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない ※考えがなくても否はつけない	
	2	発電事業者において、素材生産業者や森林組合と連携して 再造林基金を造成する等、再造林推進の取組予定がある か。 (再造林推進の取組予定がある場合は、具体的な内容について 記載させる。 森林震源の循環利用、事業の継続性確保のためには、主伐後 の再造林が確実に行われることが必要であることを指導する。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない ※計画がなくても否はつけない	
		激甚災害に伴い処理を依頼したことを自治体が証明した木 材等(被害木等)を受け入れることが可能か。 (可能な場合は、その旨記載させる。)				確認 ・記載に不備がない ・記載に不備がある ・修正の上、記載に不備がない ※計画がなくても否はつけない	